

山口県報

令和 7 年
10 月 10 日
(金曜日)

目 次

○規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一

○選管告示

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規則の一部改正……………一



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成二十八年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条(見出しを含む。)中「別表知事の項第五号」を「別表知事の項第四号」に改め、同条を第五条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第六十一号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程(平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

令和七年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

別記第五号様式の注 4 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に、「386,500 円 + 5 円 18 銭」を「419,000 円 + 5 円 62 銭」に改める。

別記第五号様式の注 4 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「586,905 円 + 28 円 35 銭」を「609,690 円 + 30 円 73 銭」に改める。

別記第六号様式(その二)の別紙の注 1 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に、「386,500 円 + 5 円 18 銭」を「419,000 円 + 5 円 62 銭」に改め、同様式(その三)の別紙の注 2 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「586,905 円 + 28 円 35 銭」を「609,690 円 + 30 円 73 銭」に改める。

附 則

この規程は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第四十四号)の施行の日から施行する。

令和七年十月十日印刷
令和七年十月十日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨